



### 保育所（園）・認定こども園

# 来春4月からの入園児を募集します

【問い合わせ】 保育幼稚園課 ☎ 22-9655 FAX 22-9646 ✉ hoyou@city.iga.lg.jp



【対象児童】 市内在住で、保護者の就労などのために保育の利用を必要とする0歳児から5歳児までの児童  
※0歳児の入所可能時期

保育所（園）・大山田こども園：  
生後57日目の翌月から  
青山よさみ幼稚園（幼児保育）：生後6カ月目から

【申込書配布開始日】 10月1日(火)

【申込書配布場所】  
下の表にある保育所（園）・認定こども園、保育幼稚園課、各子育て支援センター、各支所

【申込期間】

10月7日(月)～31日(休)  
午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。)  
※令和7年4月からの入所、または令和7年度中に育児休業が終了するため入所を希望する人は必ずこの期間中に申し込んでください。その他の事由によって令和7年5月以降に入所を希望する場合はホームページをご確認ください。

【申込先】

第1希望の保育所（園）・認定こども園

◆保育所（園） ○印の保育所（園）では平日午後7時まで延長保育を行っています。

公立保育所(園)	所在地	予定定員	☎	延長
猪田保育所	猪田	60人	21-4720	○
神戸保育所	上神戸	40人	38-1303	○
しろなみ保育所	久米町	90人	21-1866	○
新居保育所	西高倉	100人	21-2952	○
柘植保育園	柘植町	80人	45-2125	○
西柘植保育園	新堂	90人	45-3178	○
壬生野保育園	川東	70人	45-3179	○
希望ヶ丘保育園	希望ヶ丘西	90人	45-7111	○
島ヶ原保育所	島ヶ原	60人	59-3058	○
あやま保育所	馬場	140人	43-0120	○
ともだ保育所	中友田	40人	43-1077	○
さくら保育園	阿保	190人	52-0136	○
たまたき保育所※	玉滝	40人	42-1602	○

私立保育園	所在地	予定定員	☎	延長
曙保育園	上野徳居町	140人	21-2222	○
睦保育園	上野桑町	80人	21-2244	○
三田保育園	三田	40人	21-1965	
中瀬城東保育園	西明寺	110人	21-1937	○
友生保育園	上友生	40人	21-4804	
花之木保育園	大内	40人	23-1048	
長田保育園	長田	30人	21-3855	
みどり保育園	上野車坂町	140人	23-0204	○
ひかり保育園	小田町	80人	23-0139	○
みどり第二保育園	緑ヶ丘本町	100人	23-5071	○
府中保育園	東条	110人	23-8393	○
ゆめが丘保育園	ゆめが丘	160人	22-9955	○
いなこ保育園	市部	50人	36-9003	○

※たまたき保育所は令和7年4月1日以降開所できないことがあります。

### ◆認定こども園

私立認定こども園	所在地	予定定員	☎	延長
青山よさみ幼稚園	柏尾	51人	52-0433	
大山田こども園	平田	145人	65-3065*	○

\*問い合わせ：みはた虹の丘こども園

市内の保育施設を紹介しています。▶



※詳しくは保育所（園）・認定こども園へお問い合わせください。  
※申込状況などにより、希望する保育所（園）・認定こども園に入所できないことがあります。

## ひとり親家庭を支援します

### ◆高等職業訓練促進

#### 給付金等事業

生活を安定させるための資格を取得するため、養成機関で6月以上の教育課程を修業し、資格取得が見込まれる人に支給します。

#### 【対象資格】

- 看護師（准看護師）
- 保育士 ○介護福祉士
- 作業療法士 ○理学療法士
- 歯科衛生士 ○美容師
- 社会福祉士 ○製菓衛生師
- 調理師
- シスコシステムズ認定資格
- LP1認定資格

#### 【支給期間】

修業する期間の全期間

#### ※上限は4年間

- 市民税非課税世帯の場合：10万円/月（最終年度のみ14万円/月）
- 市民税課税世帯の場合：7万5000円/月（最終年度のみ11万5000円/月）

### ◆自立支援教育訓練給付金事業

厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に支給します。

#### 【対象講座】

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

#### 【支給額】

対象講座の受講料の60%  
※上限20万円  
※支給額が1万2000円を超えない場合は対象外

### ◆母子・父子・寡婦 福祉資金貸付事業

母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を促し、子どもの福祉を充実させるため、低利または無利子で各種資金（就業資金、修学資金など）の貸付が受けられます。

#### 【対象者】

伊賀市にお住まいの20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母または父（その他の要件もありますので、まずはご相談ください。）  
※すべて、事前相談が必要です。

【問い合わせ】 こども家庭支援課 ☎ 22-9609 FAX 22-9646 ✉ katei@city.iga.lg.jp



## 障害基礎年金をご存じですか

障害基礎年金は、国民年金加入中や20歳になる前に病気やけがなどで、法令に定められている障害等級表の1級または2級に該当しているときに受給できる年金です。（身体障害者手帳の等級とは異なります。）

#### 【受給要件】

次の①から③のすべての要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。

①障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること

- 国民年金加入期間
  - 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
- ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は除く。

#### ②障害の状態が、障害認定日\*

（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日）に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること

\*障害認定日：病気やけがにより初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病气やけがが治った日

（症状が固定した日）をいいます。

③初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む。）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること

※初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。



【問い合わせ】 ○保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151 ✉ hoken@city.iga.lg.jp  
○津年金事務所 ☎ 059-228-9112

